m　保有者が共同保有者に対して令第14条の６の２各号に掲げる権利を有する株券等がある場合には、当該株券等の数を「共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数」欄に記載すること。	l　法第27条の23第４項の規定により保有者及び共同保有者の間で引渡請求権その他の令第14条の６の２各号で定める権利が存在する株券等がある場合には、当該株券等の数を「共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数」欄に記載すること。
n　保有する株券、株券預託証券において表示される権利に係る株券又は株券信託受益証券の受託有価証券である株券が第５条第１項第２号に掲げる株式に係る株券である場合において、同号に定める数から当該株式の数を控除した数を「株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数」欄に記載すること。	［加える。］
o　提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数の合計を「提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数」欄に記載すること。	［加える。］
p　提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数に含まれる株券等であって、令第14条の６の２各号に掲げる権利を保有者が共同保有者に対して有し、又は共同保有者が保有者若しくは他の共同保有者に対して有するものがある場合には、当該株券等の数の合計を「保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数」欄に記載すること。	［加える。］
q　株券等を共有（民法第249条に規定する共有をいう。q及び⑭において同じ。）により保有する場合は、共有持分を自分の所有として記載すること。また、共有者は、原則として、共同保有者に該当することとなるので、共有者の共有持分は共同保有者の保有株券等として記載すること。ただし、共有により保有する株券等について、議決権の行使権限若しくはその指図権限又は投資権限を委任されているような場合は、その分は自己保有分として記載すること。	m　株券等を共有（民法第249条に規定する共有をいう。以下このm及び⑭において同じ。）により保有する場合は、共有持分を自分の所有として記載すること。また、共有者は、原則として、共同保有者に該当することとなるので、共有者の共有持分は共同保有者の保有株券等として記載すること。ただし、共有により保有する株券等について、議決権の行使権限若しくはその指図権限又は投資権限を委任されているような場合は、その分は自己保有分として記載すること。
r　［略］	n　［同左］
⑬　当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況	⑬　［同左］
［ａ～ｃ　略］	［ａ～ｃ　同左］
ｄ　「割合」欄には、「数量」欄に記載した株券等の数量を「⑷　上記提出者の保有株券等の内訳」の発行済株式等総数と提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数を合計した数から保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数を控除した数で除して得た割合を記載すること。	ｄ　「割合」欄には、「数量」欄に記載した株券等の数量を「⑷　上記提出者の保有株券等の内訳」の保有潜在株券等の数と発行済株式等総数の合計で除して得た割合を記載すること。
［ｅ・ｆ　略］	［ｅ・ｆ　同左］
⑭　当該株券等に関する担保契約等重要な契約	⑭　［同左］
ａ　株券等に関する売買契約（契約を締結した日から５日以内に受渡しを行うものを除く。）、貸借契約、担保契約（提出者が担保権者であるものを除く。）、オプションに係る契約、売戻し契約、売り予約、買戻し契約、買い予約、次に掲げる合意その他の将来の株券等の移動に関する重要な契約又は取決めがある場合には、その契約の種類（貸借契約の場合には、貸借の別を含む。）、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等当該契約又は取決めの内容を記載すること。なお、当該契約の相手方と締結している契約の対象となっている株券等の数を第９条の２第１項に規定する発行済株式総数等で除して得た割合が100分の１未満である場合における当該契約の相手方の記載に当たっては、相手方の属性のみを記載しても差し支えない。また、第11条第４号に規定する金融商品取引業者等（重	保有株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売り予約その他の重要な契約又は取決めがある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等当該契約又は取決めの内容を記載すること。株券等を組合又は社団等の業務執行組合員等として保有している場合、共有している場合等には、その旨記載すること。